

相続手続きを始める前に まずはお気軽にご相談下さい

司法書士と行政書士の合同事務所の為、業務の幅が大変広いことが当事務所の特徴です。
弁護士、税理士等の他士業とのネットワークもございますので、まずはお気軽にご相談下さい。

ご相談例

●遺言

そんなに財産は持ってないから、
私が亡くなっても相続争いなんて心配ないわ。

→財産の額に関わらず相続の争いは起きるものです。
ご家族に対する最後の手紙のつもりで遺言を残しておけば、大切な家族に思いを伝えることができ、望まない争いを防げる可能性も高くなります。



●預貯金や保険の払戻し

亡くなった母名義の預金口座から
お金を引き出せなくなってしまいました。

→口座名義人が亡くなって口座が凍結されたのが原因です。払戻しにはいろいろな書類を用意する必要がありますが、役所に書類を取りに行くのは意外と大変です。専門家に頼むと手間が省けます。



●相続放棄

父が亡くなった後に多額の借金があることが
わかりました。私だって生活が苦しいので
父の借金まで払えません。

→お父様にめばしい財産が無ければ、相続放棄をすることで残された借金を支払わなくて済みます。ただし、決められた短い期間内に裁判所に書類を提出しなければならないので注意が必要です。



●生前贈与

私が元気なうちに子供達に財産を分けて、
子供達の喜ぶ顔が見たい。

→生前にきちんと手続を済ませておけば心配事を減らせます。生前贈与は節税対策としても有効です。



●不動産の名義変更

土地や建物が亡くなった父の名義になった
ままですが、何か問題がありますか？

→相続人の方が、更に亡くなれたりすると相続関係が複雑になり、名義変更や売却が困難になることが多いので、早めに名義を移す手続をすることをお勧めします。



●過払い金請求(訴額140万円以内)

故人が長い間、高い金利で返済をしていました。
払い過ぎの利息は返してもらえると
聞いたのですが…。

→消費者金融や信販会社で長期のお取引をされている方や既に完済されている方は、利息の払い過ぎ(過払い)になる事があります。なお、取引終了から10年で時効となるため早目の対処が必要です。相続した方からの請求も可能です。



司法書士法人・行政書士事務所
あい和リーガルフロンティア

TEL 026-268-0805

長野事務所／〒380-0823 長野県長野市南千歳1-3-3アレックスビル3F

(受付時間)月曜～金曜 9:00～19:00、時間外土日祝日 対応可能(要予約)

(HP) <http://souzoku.nagano-aiwa.jp> (Mail) soudan_nagano@aiwa-law.com

アレックスビル3F
あい和リーガルフロンティア

